

事業用資産の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税が軽減されます。

対象年度：令和3年度分

対象者：中小事業者等（法人・個人）（※1）であること

軽減割合：令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が前年同期間と比べて

30%以上 50%未満 減少の場合	1 / 2
50%以上 減少の場合	全額

軽減対象：償却資産・事業用家屋（※2）

申告時期：令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで
償却資産を所有している方は償却資産申告書とあわせて提出してください。

※郵送（当日消印有効）もしくは電子申告（eLTAX）での提出にご協力ください。

提出書類：・特例適用申告書（※3）
（認定経営革新等支援機関等（※4）が確認した証明があるもの）
・収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
・特例対象資産一覧（事業用家屋がある場合）
・償却資産申告書（償却資産を所有している方）

（※1）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下が対象となります。

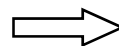
（※2）事業用家屋は、事務所、店舗、工場等を指しますが、居宅の一部を事業用として使用している場合は、その事業専用割合に応じて適用となります（青色申告書等で事業専用割合が記載されている場合等）。

（※3）特例申告書様式は、安城市公式ウェブサイトに掲載しています。

（※4）認定経営革新等支援機関等とは中小企業等経営強化法の認定を受けた機関で、その他認定を受けていない税理士、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合なども含まれます（認定経営革新等支援機関一覧については中小企業庁ホームページで確認することができます。）。

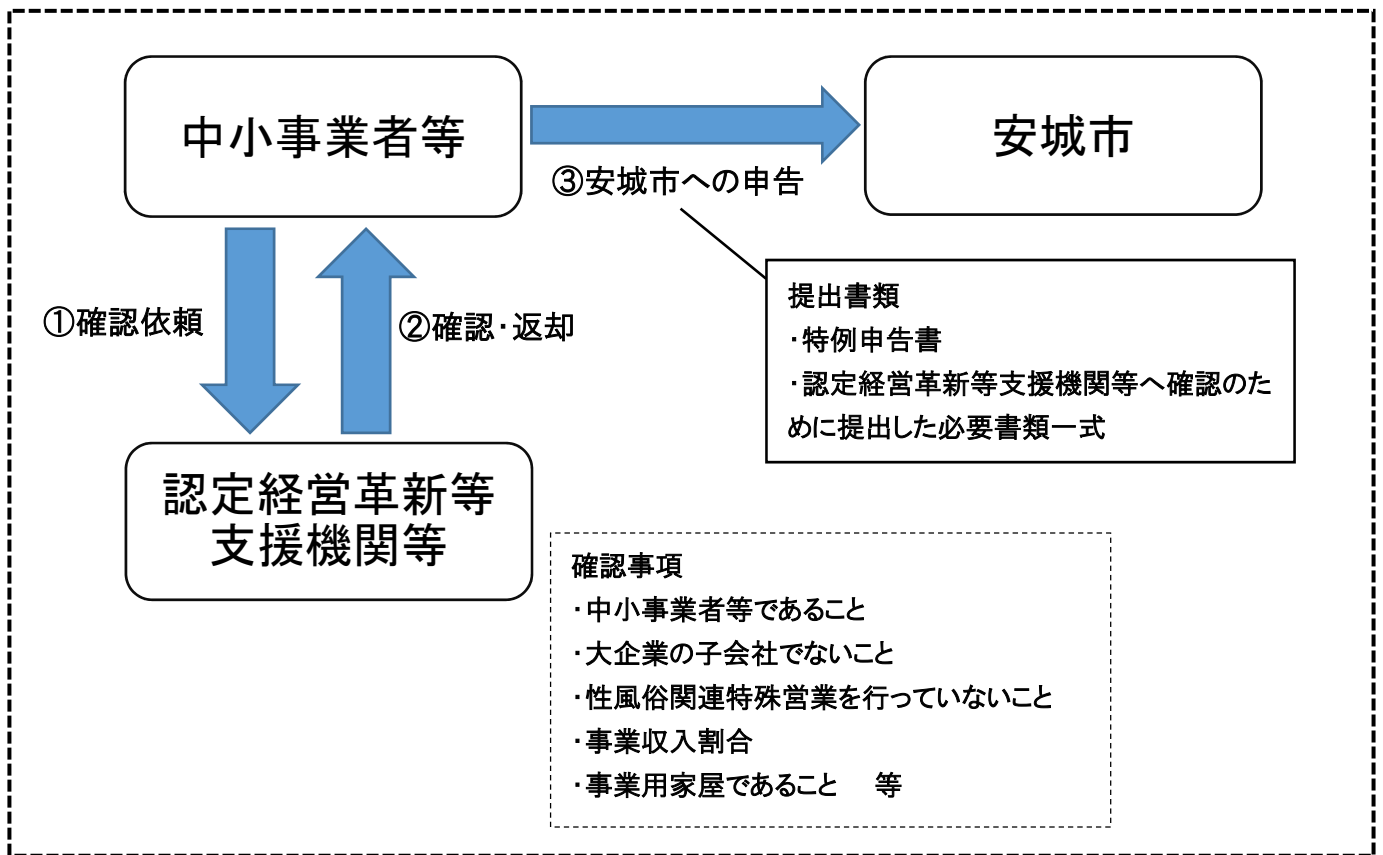
【問い合わせ先】 〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所 資産税課 家屋係もしくは償却資産係
電話 0566-71-2215(共通)

安城市公式ウェブサイトに申告書様式を掲載しています。



【申告までの流れ】

以下の①から③の手順で申告してください。



①確認依頼

特例申告書様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて認定経営革新等支援機関等へ、本特例措置の適用要件を満たしていることの確認を依頼します。

必要書類： 事業収入の減少割合が確認できる書類
居住用・事業用割合が確認できる書類
不動産賃料の猶予期間や金額がわかる書類 等

②確認・返却

認定経営革新等支援機関等の確認が完了すると、特例申告書の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記入・押印され返却されます。

③安城市へ申告

返却された特例申告書及び必要書類一式を期限内に安城市へ提出してください。
※郵送もしくは電子申告による提出にご協力ください。